

○松山市青少年センター条例

平成16年3月22日

条例第6号

改正 平成21年3月23日条例第8号

平成22年7月9日条例第17号

平成28年3月25日条例第21号

松山市青少年センター条例（昭和47年条例第14号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 青少年の自主活動の場を提供し、社会性豊かな青少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、松山市青少年センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターは、松山市築山町12番33号に置く。

（利用の資格）

第3条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内に居住し、又は本市の区域外から本市の区域内に通勤・通学をする青少年
- (2) 青少年の健全育成のために活動をする団体（専ら営利を目的として活動をするものを除く。）

2 教育委員会は、前項各号に掲げるものの利用を妨げない範囲内において、教育的、文化的又は公益的な目的のためにセンターを利用しようとする者で適当であると認めるものに対して、センターを利用させることができる。

（利用における登録）

第4条 前条第1項第1号に規定する者は、センターを利用するに当たっては、あらかじめ、教育委員会の登録を受けるものとする。

（登録の申請等）

第5条 前条の規定により登録を受けようとする者は、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、登録の

適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する利用の資格を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか教育委員会が不相当と認めたとき。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をするときは、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第9条 第3条第1項各号に掲げる者がセンターを利用する場合の使用料は無料とし、同条第2項に規定する者が利用する場合の使用料は別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 第8条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の処分によりセンターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に損害が生じることがあっても、市は、その責を負わない。

（使用料の減免）

第11条 教育委員会は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外利用等の禁止）

第13条 利用者は、センターを許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（秩序維持）

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 施設を毀損し、又は滅失するおそれのある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上支障があると認めた者

（原状回復の義務）

第15条 利用者は、センターの利用を終了し、又は中止したときは、速やかに利用した施設を原状に復して返還しなければならない。

（損害賠償）

第16条 センターの施設を毀損し、又は滅失した者は、不可抗力による場合を除き、市にその損害を賠償しなければならない。

（職員）

第17条 センターに必要な職員を置く。

（指定管理者）

第18条 教育委員会は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条の登録に関する業務
- (2) 第7条第1項の許可に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合において、第3条第2項、第4条から第8条まで、第10条第1項、第14条及び別表備考第6項の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項の規定の適用については同項中「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第22条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年4月1日から同年9月30日までの間における第9条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「付則別表」とする。

付則別表

会議室等使用料

区分	午前	午後	夜間	全日	備考

室名		時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	
本館	大会議室	310円	510円	720円	1,440円	1 本館の冷暖房期間中は、3割増の割増料金を徴収する。 2 割増料金の計算で10円未満については、四捨五入す	
	研修室1	410円	510円	720円	1,240円		
	研修室2	210円	310円	410円	820円		
	研修室3	210円	310円	410円	820円		
	研修室4	210円	310円	410円	820円		
	研修室5	210円	410円	410円	930円		
	調理実習室	410円	510円	720円	1,240円		
	和室	310円	410円	410円	820円		
	大ホール	510円	820円	1,030円	2,580円		
	小ホール	410円	510円	720円	1,240円		

体育室	620円	1,030円	1,340円	2,580円	る。
体育館	1,950円	3,250円	3,250円	8,450円	

付 則（平成21年3月23日条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年7月9日条例第17号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月25日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

会議室等使用料

区分		使用料の額（1時間当たり）
本館	大会議室	380円
	研修室1	230円
	研修室2	230円
	研修室3	270円
	調理実習室	470円
	和室	290円

	大ホール	690円
	小ホール	220円
体育室		570円
体育館		1,150円

備考

- 1 会議室等の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、利用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 本館の冷暖房期間中の1時間当たりの使用料の額は、この表に規定する金額に1.3を乗じて得た額とする。
- 4 体育室又は体育館の半面を利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に規定する金額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 午前9時から午後9時30分まで利用する場合の使用料の額は、1時間当たりの使用料の額に12.5を乗じて得た額とする。
- 6 教育委員会の許可を受けて、午前9時から午後9時30分まで以外の時間帯において利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、当該施設の1時間当たりの使用料の額とする。
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。